

# 院外処方箋における疑義照会簡素化の Protokol

2023年7月 茅ヶ崎徳洲会病院 薬剤部

## 【目的】

調剤上の形式的及び典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者さんへの薬物ケアの充実および処方医や保険薬局の負担軽減を図る。

## 【概略】

院外処方箋における疑義照会に関して、簡素化 Protokol の【疑義照会を省略する事例】に該当する場合は、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

## 【疑義照会を省略する事例】

### ① 成分が同一の銘柄変更

例) アムロジン OD錠 5mg ⇔ ノルバスク OD錠 5mg ⇔ アムロジピン OD錠 5mg

### ② 剤形変更 (安定性、利便性の向上のための変更に限る)

例) アレロック OD錠 5mg → アレロック錠 5mg

タケプロン OD錠 30mg → タケプロンカプセル 30mg

ただし外用剤の剤形変更 (軟膏 ⇔ クリームなど) は不可とする

### ③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更 (安定性、利便性の向上のための変更に限る)

例) 5mg錠 1回2錠 → 10mg錠 1回1錠

10mg錠 1回0.5錠 → 5mg錠 1回1錠

### ④ 半割・粉碎・混合

服薬状況等の理由により、処方薬剤を半割、粉碎あるいは混合すること、またはその逆。

### ⑤ 一包化調剤

患者の希望あるいは服薬状況等の理由により、一包化調剤を可能とする。技術料の違いを含め患者に説明し、同意を得た場合に限る (抗がん剤、一包化不可のコメントがある場合は除く)

### ⑥ 一般名処方における調剤時の類似剤形への変更 (先発品類似剤形への変更を含む)

例) 【般】 プロチゾラム錠 0.25mg

⇒先発 同剤形 レンドルミン錠 0.25mg

後発 類似剤形 プロチゾラム OD錠 0.25mg 「サワイ」

先発 類似剤形 レンドルミンD錠 0.25mg

<類似剤形の分類>

ア 錠剤 (普通錠・口腔内崩壊錠)、カプセル剤、丸剤、ゼリー剤 (1回分包装)、フィルム剤 (口腔内崩壊剤)

イ 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤 (内服用固形剤として調剤する場合に限る)

ウ 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤 (内服用液剤として調剤する場合に限る)

### ⑦ 湿布薬や軟膏での規格変更 (合計処方量が変わらない場合)

例) アドフィードパップ 40mg (7枚入) 5袋 → アドフィードパップ 40mg (5枚入) 7袋

マイザークリーム 0.05% (5g) 2本 → マイザークリーム 0.05% (10g) 1本

⑧ 処方日数の適正化

隔日投与と指示された処方薬あるいは週 1 回など特殊な用法の処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）  
例）（他の処方薬が 28 日分処方の時）

アトルバスタチン OD 錠 10mg 1 錠 分 1 朝食後 1 日おき 28 日分 → 14 日分

フォサマック錠 35mg（週 1 回製剤） 1 錠 分 1 起床時 28 日分 → 4 日分

⑨ 定期的に処方されている薬の残薬調整（短縮）

例）プラビックス錠 25mg 30 日分 → 10 日分（20 日分残薬があるため）

処方の日数・回数はゼロにしない。次回処方漏れ防止のため、必ず 1 以上とする。

⑩ 外用薬の用法追記

外用薬の用法（適用回数、適用部位等）が口頭で指示されている場合（薬歴上、あるいは患者面談上、用法が明確な場合を含む）の用法追記

**【処方変更に係る原則事項】**

- ・上記の事例以外の疑義については従来通り疑義照会を行う
- ・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」等の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・処方変更は、医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ・患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更する。
- ・麻薬及び抗がん剤は本プロトコルに含めない。

**【運用フロー】**

- ① 事前に該当薬局へ当薬剤部からの説明を受けた上で、「合意書」（別紙参照）を交わす
- ② 簡素化プロトコルに該当する場合⇒調剤薬局にて処方変更  
該当しない場合⇒処方医に疑義照会（現状通り）  
変更した場合は所定の「処方修正報告書」を病院へ FAX する（0467-58-1462）
- ③ 薬剤部にて報告書を基に電子カルテ内を修正する

※一般名処方に基づいて調剤した場合、および後発医薬品・基礎的医薬品を変更調剤した場合は、FAX による報告は不要とする